

平成22年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年9月10日(金)

議事日程(第3号)

平成22年9月10日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	大森 茂樹 君
市民生活部長	豊田 紀雄 君	保健福祉部長	安田 隆 君
産業部長	江幡 治 君	建設部長	菊池 拓夫 君
会計管理者	岡部 芳雄 君	水道部長	大和田 猛 君
消防長	菊池 勝美 君	教育次長	川上 明文 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	山崎 修一 君
監査委員	中村 弘 君		

事務局職員出席者

事務局長	時野谷 彰	副参事兼総務係長	吉成 賢一
------	-------	----------	-------

午前 10 時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。
ただいま出席議員は 22 名であります。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりとします。

日程第 1 一般質問

議長（茅根猛君） 日程第 1，一般質問を行います。
昨日に引き続き、通告順に発言を許します。
7 番益子慎哉君の発言を許します。

〔 7 番 益子慎哉君登壇 〕

7 番（益子慎哉君） 皆さん、おはようございます。益子慎哉です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

今年は 7 月より記録にない暑い日が続き、9 月になりましても猛暑の中、今農家の皆さんは稲刈りの真っ最中でございます。今年の米価は、先日の政府の山田農水大臣の「過剰米対策は一切やらないとはっきりと申し上げる」との発言を受けて、需給を締める対策がほとんどなくなり、市場でも即座に反応し、玄米 60 キロ換算で 21 年産より 2,000 円も安い価格で取り引きされ、市内の農家でも信じられないような価格であります。

また、国政では民主党の代表選も行われております。マスコミの調査では、17%の支持しかない候補が代表、総理を目指しております。このような事実を民主党の国会、地方議員はどのように考えるのか。そしてどのような結果が出るのか、私としては非常に注目しております。

常陸太田市議会も 7 月に選挙が行われ、今回初めての定例会です。私は市民の皆さんがどのように市を考え、どのように市政を望んでおられるのかを基本に考え、4 年間活動していきたいと思っております。

それでは質問に入ります。

まず初めに、常陸太田市複合型交流拠点施設整備についてお伺いいたします。昨日、平山議員、宇野議員から質問がありましたが、重複もありますけれども、私なりの角度からお伺いいたします。

8 月、9 月の全員協議会において 2 回説明を受けました。そのとき私は、7 年前、水府、里美両村で計画、事業を始めたバイオマスリサイクルセンターを思い出しました。当時、約半年にわたり事業計画、収支計画の説明を受け、多くの疑問の中厳しい反対をしましたが、補助金の先取

りもあり中止できずに進められました。その結果は、今、初期投資約6億円、毎年平均約1,500万円の損失補てんが6年で約1億円の計7億円近くが今のリサイクルセンターの現状であります。

現在、市としても現実に補助金の関係があり、やめたくてもやめられない事業であると思います。当時の議員として、今でも大変反省し責任を感じております。今回の施設が同じような形にならないように議員として精査して、市民に理解されるような、財政に大きな負担をかけないようにしなければならないと思います。

まず初めに、経営主体についてお伺いします。市がどうして経営主体になるのか理解できません。まして事業でありますし、つまり商売であります。市がいろんな調整の中で利益を求めることは無理であると思います。せめて交流施設だけ市で、直売、飲食部門はそれぞれの会社組織に分けて独立経営させるべきであると思います。お考えを伺います。

次に、事業計画、収支計画、損益分岐点などを出されておりますが、このように行くのですか。私は絵にかいたもちのように思えます。むしろ最悪のパターンを含めて、市財政で補てんできる範囲を決めて事業規模、施設規模を考えるべきだと思います。この件でのお考えを伺います。

次、この施設ができたために影響を受ける事業者、施設が出るのではないかとと思われるが、先日、調整の段階で市長は「ほとんどない」、昨日、副市長は「多少は出る」というようなあいまいな答弁でしたが、行政の事業でそのような考えでよろしいのでしょうか。飲食業、スーパー、各種直売所、観光売店など影響が大きいと思います。全国規模の大型店の出店ではなく、市の事業では影響をできるだけ出さないことで、また、そのような影響の出る事業者に早期に説明を開催すべきだと思いますが、お考えを伺います。

最後に、この事業は大変難しく長期にわたり議会でも審議すべきものです。我々議員においても将来において責任の重いものであります。早急に結論をつけずに審議を重ねるべきであると思います。お考えを伺います。

2番目に、地域担当職員の現状についてお伺いします。

昨年より始まりましたこの制度は、町会長との連絡調整を基本とし、行政情報や国、県あるいは民間資金の補助制度の情報提供、市の主な事業や関係事業について情報提供を行う職員として、各町会に一人ずつ責任担当者を配置すると、昨年3月に市民生活部長が答弁なされております。

今回、5人の町会長に伺いました。2年間担当職員と一度も会ったことがない町会長が3人、二人の町会長が一度あいさつしただけ、つまり、5人のすべて担当職員が先ほど述べた職務をなされてないのであります。中には熱心な職員もいると思いますが、大半はほとんど動いていないのが現実です。市民協働のまちづくりを目指している市として、この現状についてどのようにお考えなのか、再度どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

本市のこの制度は、退勤後、休日にボランティアとして取り組まれていますが、職員の職務として考え、月に1回は会長宅へ出向き、行政情報の提供や地域からの支援の要望などを聞き、施策に反映させるような取り組みを考えるべきと思いますが、そのような考えをお伺いします。また、町会全体が高齢化している地域では、週に1回ぐらいの地域訪問などのきめ細やかな取り組

みを望みますが、お考えをお伺いいたします。現状のほとんどの職員が動いていない「笛吹けど踊り踊らず」状態に何らかの手だてを望みます。

次に、防災無線についてお伺いします。

先日、小島町で火災がありました。そのとき防災無線で失火した世帯の氏名の放送がありました。いつもの町名のみ放送と違い、火災現場を大変早く正確に理解できました。今回は運用規約でも変えられたのかなと思いますが、その点をお伺いします。

今まででしたら個人情報保護のためなどの理由から町名のみ放送で、消防団、地元の方々が早急な対応がなかなか取れない状態でありました。私は、個人情報よりもむしろ早期鎮火、類焼を防ぐべきで、正確な失火場所を放送すべきであると思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

また、他市町村の防災無線を調べますと、きめ細やかな行政サービスの放送や行事の案内、防犯などの放送が1分程度の短い時間で行われております。また、本市では住民からの放送依頼は断られることが多いようです。住民ニーズに合った運用規定を設け、よりよい利用を図るべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

次に、水府地区の道路整備の計画についてお伺いします。私は、ふだんの一般質問でしたら市全体の中での市政について質問することが多いのですが、今回水府地区の道路整備について何点かお伺いいたします。

まずは北から伺います。国道461号についてであります。財政状況、政権交代などの影響により三、四年、南北縦の線の完成が遅れているように思いますが、進捗状況を伺います。そして、環、馬次工区の中に、現道と国道バイパスにつながる連絡橋を設けていただき利用しやすくなるような計画もわかる範囲でお伺いいたします。

次に、天下野宿の南、桜沢橋から二区地内の狭くカーブの多い箇所であります。水府北小時代に計画された子どもたちの通学安全のための歩道であります。完成を待たずに小学校が統合になり重要度がなくなりました。今度はその拡幅の要望に対して、せっかくできた歩道を壊してまで拡幅工事ができないように思います。このように急速な時代変化に対応し、臨機応変な整備計画の変更が必要であると思います。この箇所のお考えをお伺いします。

次に、中染町の消防分署から東染町にかけての狭い道路であります。この道路はここ数年交通量が大幅増え、特に大型車が目立ちます。一部は改良されていますが、全体の拡幅が終わるのはいつごろになるのかお伺いします。

次に、松平町の牛込橋のかけかえ工事、東連地町の滝名子線の進捗状況をお伺いします。また、同町の県道和田岩手線の拡幅工事の計画についてもお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤登壇〕

副市長（梅原勤君） 複合型交流拠点施設整備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、運営主体についてでございますが、現在検討しているところではございますが、本市に

とりまして市域全体での交流人口拡大と、基幹産業であります農林畜産業や商工業、観光産業などを中心とした地域産業の活性化を進めていくことは、本市の将来に向けて重要な施策でありまして、その拠点として本施設を整備し運営をしようとするものであります。そのため、すべてを民間の方に任せるのではなく、この趣旨、方向づけをもって運営していくために、行政が施設全体の責任者となり、一方で、一つ一つにつきましては、経営という面からも民間のノウハウや専門性が必要となりますので、直売や飲食部門あるいは交流部門等、各施設機能に合った民間の方に会社組織等を含めてやっていただくようにしたいと考えております。

次に、事業規模、施設規模等に関するご質問ですが、収支計画等につきましては、今のところの試算でございますので、今後さらに専門家の意見や先行事業者の実践等をつぶさに調査したりしまして、多くの関係者の皆様との協議をする中で、精査の熟度を高め、見直しをするところは見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、既存のスーパーや直売所等への影響ですが、昨日も申し上げましたが多少の影響は否めないと考えております。しかしながら全市を上げて交流客を増やし、多くのお客様に本市を訪れていただくことによりまして、市全体の利益向上につなげてまいりたいと考えております。そのためにも農業者や事業者などの現在の事業者の方やこの計画に参画いただきたい方々には、経営計画も含めて詳しい事業計画等をできるだけ早くご説明申し上げ、協議する機会を積極的に設けさせていただきたいと考えております。

なおその際、必要に応じて会を重ねることを考えておりますが、こうした各界、各関係者の方々との協議が進む中で事業計画の精査の熟度を高めていきたいと考えております。議員の皆様にはその都度全員協議会等の場において報告をさせていただきたいというふうに思います。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 豊田紀雄君登壇〕

市民生活部長（豊田紀雄君） 地域担当職員の現状についてのご質問にお答えいたします。

この担当職員の配置につきましては、昨年9月から町会を単位とした担当職員を定めまして、各地区を集約したリーダー及びサブリーダーの設置をしたところであります。

これまでの活動例としましては、町会からの申請文書の伝達や連絡、地域行事の事務的サポート、他の職員への参加呼びかけなどがございます。これまでに職員の地域行事への参加が少しずつ増えているという情報もございます。職員一人ひとりの市民協働の意識が着実に向上しているものと感じているところであります。

この制度の基本的な考え方ではありますが、職員はまずもって、行政マンである前に地域の一員として地域の活性化や発展に貢献するということを求めています。これらを踏まえ、一市民として地域活動への参加、情報提供のスムーズさを考えますと、地域に住まいを持った職員が担当し、積極的な活動を望んでいるところであります。

次に、今後のこの制度の機能性向上についてでございます。担当職員の任務は、町会長を初め、地域で活動している方々と連携を深め協力し合うことが最も大切と思っております。しかし、町会によって活動内容が異なり、多種多様のケースが想定されまして、課題の対応もそれぞれに違

っております。また、既に地域密着型で役割を果たしている地区、体制が整い機能が発揮されてきた地区、それからスタート段階の地区などさまざまであります。これらの対応としまして、各地区のリーダー、サブリーダーを中心に担当職員との意見交換の場の拡大、そして横断的な会議の充実ということで、さらなる機能性向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在の担当職員は中堅職以上で配置されております。この担当職員全員が意識改革を果たすことによりまして、後から続く若手職員へ引き継がれ、将来においては職員一人ひとりがごく自然に、ごく当たり前に地域への活動参画が図られ、協働のまちづくりが大きく前進するものと期待しているものであります。このように一つずつ積み重ねが必要な制度でありますので、深いご理解とご協力をお願いするものであります。

議長（茅根猛君） 総務部長。

〔総務部長 大森茂樹君登壇〕

総務部長（大森茂樹君） 3点目の防災無線についてのご質問にお答えいたします。

防災行政無線につきましては、地域の要望等を踏まえまして、その活用を図るため、平成20年4月に運用基準の見直しを行い、放送対象項目の拡大を図ってきたところでございます。放送に当たりましては、内容の緊急性や正確性を考慮し、定時放送か随時放送かに分けまして行っております。

その内容につきましては、人命、身体の安全、火災、生活安全、行政情報、地域情報に区分し、市民の生活安全にかかわるものや、市が主催または共催する行事、地域の行事等もお知らせを放送しているところでございます。

議員ご発言の小島町地内の火災におきまして、住所、氏名が流れたことにつきましては、8月28日の土曜日と29日の日曜日、両日において戸別受信機設置作業がございまして、試験放送が流れておったところに火災の緊急放送が重なったため、やむを得ず緊急一括放送により、消防団員への周知もあわせ全戸放送となったものであります。

通常人家火災の放送につきましては、被災者の感情も考慮し、町名及び小字名などの放送により、ある程度場所が把握できる内容で、周知が必要な地域のみ放送をしまいたいと考えております。なお、消防団員に対しましては、専用のモードによりまして、消防署から緊急出動要請のため、住所、氏名等の情報を放送し、早期に現場へ到着して消火活動が図れるよう対応しているところでございます。

2点目の行政情報の放送につきましては、定時放送によりまして、基本的には毎週金曜日午後6時50分に主に行政情報、地域情報などをお知らせしております。また、公民館行事など地域イベントの放送につきましては、運用基準において地域情報放送に該当するもの等につきましては放送可能となっておりますので、今後利用申し出の簡略化など、窓口となる所管課と調整を図ってまいりたいと思います。

防災行政無線につきましては、今後ともでき得る限り市民の意見や反応をとらえながら適切な運用に努めてまいりたいと思います。

議長（茅根猛君） 建設部長。

〔建設部長 菊池拓夫君登壇〕

建設部長（菊池拓夫君） 水府地区の道路整備計画についてのご質問にお答えいたします。

最初に、国道461号の進捗状況と今後の進め方についてでございます。水府地区の南北間の道路延長は、里美・折橋方面へのT字路交差点、県道の取り付け約300メートルを含み、約4,100メートルであり、そのうち供用開始されておりますのは、大子川より湯草工区1,100メートル、坂下工区900メートル、坏・馬次工区600メートル、合わせて約2,600メートル区間でございます。その中で、現在南側の坏・馬次工区の未整備区間であります延長約1,500メートルについて、早期完成を目指し事業の推進を図っているところでございます。

この区間の進捗状況でございますが、坏橋を平成21年度に竣工し、現在、上坏橋とバイパス整備により新たに架設する橋梁について施工中でございます。

また、市では地元の利便性確保のため、新たにこの地区のハマエバ付近に現国道と新設されるバイパスを結ぶ橋梁を整備することで現在進めてございます。

次に、天下野町二区地内の県道常陸太田大子線の危険箇所の整備の考え方でございます。この箇所について、県では歩道を整備することによりまして安全を確保する計画であると伺ってございます。

次に、県道日立山方線の中染町から東染町にかけての改良についてでございます。県では、凍結地区が多いことから、これまでに安全確保のため2カ所について延長約460メートルの改良工事を実施しているところでございます。県からはこの路線の整備計画について示されてはおりませんが、交通量の増加と危険箇所もかなり多いということで、至急道路整備を促進されるよう市としても県に要望してまいります。

次に、牛込橋の整備計画についてでございます。10月に入札を行いまして来年度に完成する予定でございます。また、和田岩手線につきましては、東連地橋側から延長約210メートルについて、道路改良舗装工事を11月に入札を予定してございます。東連地滝名子線についても7月に入札を行い、全延長となります約500メートルの測量調査を行い、来年度より道路詳細設計、用地買収、工事と進めてまいります。

議長（茅根猛君） 7番益子慎哉君。

〔7番 益子慎哉君登壇〕

7番（益子慎哉君） 丁寧な答弁ありがとうございます。2度目の質問をさせていただきます。

まず1点目の複合型交流拠点施設なんですけれども、先ほどの副市長の答弁のとおり、主体はやっぱり市であると。経営主体というのは一番基本なことです。私が先ほど述べましたバイオマス関係でも、経営主体が最初は住民の林業関係の人の、要するに樹皮のためにつくってほしいと。そのため活動しているんな陳情が上がってきて、最終的には両村で進めていたんですけれども、いつの間にか地元の関係者がなかなかまとまらなくなった。そして今度は進めていた両村の行政がやっぱりやらなくちゃならないということで熱心に説得したと。今度はその業者だとか製材関係の方は、じゃあ行政のほうで進めるんだったら乗るか、というような最初のきちっとした考えたコンセンサスがなかったためにあのようなことが起きたと。

私は、市の主体というのは住民の方がどれくらい要望しているのかと、その中でどれだけの人
が手を挙げてくるのかと、その人たちにある程度任せるとというのが主体で、その辺の主体とい
のをきちっと見きわめていただきたいと思います。今後、それは進めていく段階でいろいろ話し
合いで出るとお思いますので要望にかえさせていただきます。

また、経営の採算面ですけれども、主体が市で、市の職員が3名入ると。一人700万円で1
年間に2,100万円かかると。この間試算表を見たら、700万円といたら今各銀行の支店長
が、重役さん以外は700万円ぐらいです。支店長クラスの人が700万円で使われるのに、市
の中堅職員の人を使うってどっちが。要するに、銀行あたりのその辺の優秀な支店長
クラスの人を使えるんですから、銀行は55歳で退職になりますから、そういう人を使うとか、
地域にいっぱいいると思うんですよ。その辺の人を採算面からも働く面からも考えてほしいな
と思っております。それは要望です。

2番目の担当職員。やっぱり部長さんあたりとか、職員がどのように動いているかというのは
ちょっと認識がないようだ。びっくりしたんです、本当に。5名の方にお聞きしてほとんど動
いていないって。今の答弁ではある程度は動いているんじゃないかって。ただ、動いていないと
ころも動いているところもあるというけれども、こういうふうに市のほうで担当職員まで使っ
ても動かないという職員が、町会長さんにあいさつも行っていないことというのは、大きな欠点と
いうか、行政にちょっと問題があるんじゃないかと思っております。その辺について市長にお伺いま
す。

やっぱり市長、副市長あたりできちっとやって、担当職員というのはすごい説明で私もいいこ
とだなと思っていたんですけれども、その辺がなかなか行きつかないというのは、やっぱり市長、
その辺の指導が悪いんじゃないかと本当に思いますので、その辺、ちょっとお答え願います。

それとあと、限界集落に対する対応なんですけれども、この前もちょっとお聞きして、地域
サポーターというのが限界集落も対応できるんじゃないかと。各支所の総務関係で、企画総務で
動いていると。地域サポーターが二人ずっと張りつけだというけれども、その人に限界集落がど
ういうふうなことで、どのような進め方というのを、割とそれがサポーターしている人にサポー
トしていないんじゃないかと。本当に聞きますと、仕事をどういうふうにやっていくかというよ
うな段階だと聞いていますけれども、その辺、予算をつけてあるんですから、しっかりとした仕
事というのをしていただきたいと思っております。

3番目、防災無線についてですが、火災の次の日は、新聞でもどこどこで失火してこういう火
災がありましたと載ります、氏名まで。だからやっぱり緊急を要する、隣にも被害に及ぶと、そ
ういう形の中だったらすぐに明確にわかると。先ほど答弁でありました消防団員には連絡がいき
ますからと、携帯電話に入るんですけれども、それよりは、例えばその奥さんとかだれかが防
災無線を聞いて「お父さん、近くのあそこで火事だから大至急行かなくちゃならないよ」と、「だ
れだれさんのところが火事なんだよ」って、そういう対応のほうがかみ細やかなんじゃないかな
と思っております。その辺、ちょっと考えていただくように望みます。

また、先ほども話したとおり、その他の行事とかその辺で、市主催のものは必ずきちっと放送

してください。公民館活動とかそういう地域に分けて放送する行事とか、あとは献血活動とか、そういう事業なんかに放送というのももっと組み込まれてもいいんじゃないかなと思っております。

4番目の道路整備，地元の要望なんかにこたえてスムーズに進めていただくように要望しまして，2回目の質問を終わりにします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 地域担当職員についてのご質問にお答えをしたいと思います。

地域担当職員を配置しようと考えました基本的な考えであります。常日ごろ協働の地域づくりを進めていく上で，行政と地域，市民との距離をもっともっと近づけるべきだというのが私の基本的な考えであります。それをやっていく上では，業務としての前に，まず市職員も地域にとっては一市民であるわけでありまして。その市民が地域でのさまざまなイベント，あるいは課題，そういうことにもっともっと耳を傾け，地域の一員として把握をするということが必要でございます。そういう意味から，業務としてというよりは市民としての立場での地域への密着ということをもっと進めていきたいと，そういうふうと考えておりました。今後ともそのような考え方で進めていきたいと思っております。その上で，先ほど答弁を申し上げましたとおり，今職員により，あるいは地域によってその地域とのかかわりぐあいの温度差が非常にあるということも事実でございますので，その辺につきましても今後改善を進めながら，先ほど申し上げましたような趣旨の方向で動かしていきたいと，そういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 次，4番深谷渉君の発言を許します。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） 4番公明党の深谷渉でございます。最初に，再びこの壇上で質問をさせていただけることに對し市民の皆様へ感謝申し上げますとともに，市民福祉の向上，安全，安心で人が輝くまちづくりを目指し働いてまいりますことをお誓い申し上げます。市長 教育長を初め，執行部の皆様もよろしくお願ひ申し上げます。

最初の質問でございます。高齢者の所在不明に見る問題点についてでございます。

生存していれば111歳になる男性の白骨遺体が都内で発見されたことに端を発する高齢者の所在不明が，この夏大きな社会問題になりました。現在も時々高齢者所在不明の報道に触れ，一刻とその深刻な状況が伺い知れます。この背景には，家庭や地域関係の希薄化が指摘されておりますが，行政自身の課題も浮き彫りになりました。今回の問題を高齢者に關係する行政のあり方を見直す契機とすべきとの考えから以下の質問をさせていただきます。

最初に，本市の高齢者所在不明問題について，その実態をお伺いいたします。本市の100歳以上の高齢者は40人で，すべて所在の確認がとれているとお聞きしております。その点で，本市において地域での見守り活動，コミュニティの崩壊はないなど安心いたしました。戸籍上における100歳以上の現状はどのようになっているのでしょうか。市長の議会招集のあいさつの中

にも若干触れておりましたが、細かいご答弁をよろしくお願いいたします。

続きまして、100歳未満の独居老人等の掌握についてでございます。100歳以上の高齢者ばかりが問題になっておりますが、私は、100歳未満の高齢者の安否確認こそ、これから行政が手を打っていかねばならない問題だと考えております。

三重県の鈴鹿市では、全国に先駆けて、75歳以上で100歳未満の所在確認調査に積極的に乗り出しました。そこで本市として、100歳未満のひとり暮らしの高齢者等の確認に関して毎年どのようなことを行っているのか。また、今回の問題を踏まえ、どのような改善を図ってきているのかお伺いいたします。

続きまして、地域住民の見守り活動等の取り組みを具体化する地域福祉計画の策定についてであります。平成12年に改正された「社会福祉法」では、地域福祉の推進が社会福祉を増進するための重要な柱の1つとして位置づけられ、各市町村に地域福祉計画の策定が義務づけられました。この計画には、高齢者の孤独化を防ぐ地域住民の見守り活動など各自治体が地域福祉の方針を定め計画していきます。

厚生労働省の発表によりますと、この計画が平成21年度までに策定終了している自治体は48.5%、策定予定を含めると64.2%であります。残りの35.8%の自治体は策定未定となっております。茨城県内では1市4町村がこの策定未定となっております。その1市が常陸太田市になっておりました。そこで本市の地域福祉計画策定予定のスケジュールの計画と、今後どのような計画をどのように作成していくのかその方向性をお伺いいたします。

続きまして、地域とのつながりに関し、その補完体制の施策についてでございます。朝起きたら「黄色い旗」を玄関先に掲げ、夕方には家の中にしまう。旗がかかっていないと近隣の人が訪問して、「どげんかしたかえ」 ちょっとイントネーションが違うと思うんですけども と安否を確認する。大分県国東市吉広地区で続けられている「黄色い旗運動」であります。お年寄りだけに限らず全世帯で取り組むようになり、悪質な訪問販売もなくなり地域の警戒心が高まった。みんなが旗を気かけ、住んでいる人のことを思うようになったと言っております。実は、高齢者の見守りは建前で、地域での会話を増やすのが本来の目的であるそうです。

ヤクルトグループは、全国約150の自治体などから高齢者らの見守りを兼ねた配達の委託を受けております。東京都足立区では、区社会福祉協議会が年間約800万円の飲料代を全額負担し、約800人が利用しております。「顔を見て安否確認することが大切、しかし行政や民生委員だけで地域の高齢者を見守っていくには限界がある」と同協議会の方のお話であります。

本市にこのような高齢者の見守り、地域とのつながりを補完している事業はどのような事業があり、その現状に対して本市としてどのような効果が出ているとお考えなのかお伺いいたします。まだまだ不十分だとしたら、今後どのような施策が必要であるのかご所見をお伺いいたします。

2つ目に、空き地、空き家の適正な管理についてでございます。

私は、前回6月定例議会で定住移住者への空き地の提供について質問をいたしました。今回は空き家、そして空き地が地域の住民の安全や生活環境に悪影響を与えるおそれが生じている場合の行政の対応と今後の対策について伺います。

この問題は、昨年12月定例議会でも同僚議員が質問をしております。しかし、本市の対応は従来と変わらないのが現状であります。私も空き地の雑草の問題、そして空き地へ廃棄物が置かれ環境に害を及ぼすおそれの問題、自宅の前が空き家になり、倒壊や火災があったら不安であるとの相談を受けております。そこで昨年12月の定例会以後、本市の空き地、空き家の現状の把握はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

次に、空き地、空き家に関する市民の声に対し、行政側の対応であります。現在、本市では「消防法」の観点からの対応以外にないということではありますが、具体的な対応をどのようにされてきたのか。そして、本年度の対応について何か工夫されたことがあるのかお伺いいたします。

続きまして、空き地等の適正管理に関する条例についてであります。少しこの条例の背景について触れたいと思います。

国レベルでは、空き地の適正管理に関する法律は制定されておられません。そのため自治体では、1960年代には空き地の適正管理に関する条例が制定されはじめ、最近でもこの条例が制定されております。近隣自治体では、水戸市で昭和50年に制定、ひたちなか市で平成6年に制定となっております。この条例は、当然空き地の適正な管理を確保するための条例であり、住民の安全や生活環境を保全することなどの目的で制定されます。

条例のタイプを大まかに分けると2つのタイプがあります。1つは雑草繁茂対応型で、市として雑草等の繁茂を除去することで空き地の適切な管理を確保するタイプの条例。もう一つは総合管理型で、雑草繁茂以外の不適切な空き地の管理状態をも含めた総合的に管理するタイプの条例があります。

空き地の適正管理条例は、住民等の財産権の行使を規制することとなるため、憲法上及び法律上適法であるか問題となります。「日本国憲法」は、第29条1項で財産権の不可侵を定めております。同時に同2条では、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」と規定しているため、条例で財産権規制ができるかということが問題になってきておりました。最高裁の判決では、少なくとも災害防止上の必要がある場合には、財産権の行使を条例で規制することを認めております。また、下級審の判決ですが、「公共の福祉のために、当然に受忍すべき財産権行使の内在的制約を、いわゆる行政事務条例をもって定めることも許される」とする判決もあります。現在では、学説上では災害防止の目的に限らず、条例で財産権規制ができるとする説が有力だそうです。

以上のように、住民の安全や生活環境などを保全する目的で、空き地の管理者が当然受忍すべき財産権行使の規制を行う条例を制定することは憲法上可能であります。ひたちなか市空き地等管理適正条例を見ますと総合管理型のタイプで、目的、用語の定義から所有者の責務、市長の指導、勧告、市長の措置命令、業者のあっせん、立ち入り調査等の9条からなっております。本市においても行政が積極的に空き地に対して対応していく時期に来ていると思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、空き家等の適正管理に関する条例についてでございます。

所沢市では今年の10月1日から空き家等の適正管理に関する条例を施行します。今回の条例

では、空き家などが管理不全な状態となることを未然に防ぐことにより、市民生活の環境保全及び防犯のまちづくり寄与することが目的となっております。空き地の適正管理条例と同様に、市は所有者へ指導や勧告を行い、さらには必要な措置を講ずるよう命令もできます。また、それでも改善がなされない場合は、市によって空き家の所有者の名前や連絡先などを公表し、最終的には警察など関係機関と協議して必要な措置を要請することができます。所有者にとっては厳しい内容であり、全国的に見ても類例がないと思います。また、空き地以上に市民等の財産権の行使を規制することになるため、慎重な対応が必要と思われます。しかしながら、犯罪や災害の原因となるような空き家を目の前にして何もできずにいる地域住民にとっては、この条例は改善への大きな一歩として期待されております。実際の改善への効力については、この条例の施行状況を今後注目したいところであります。空き家等の適正管理に関する条例について、本市のご所見をお伺いいたします。

3番目に、農作業事故防止の強化についてであります。

日本における農作業中の死亡事故や傷害事故が年間どのくらい起こっているのかご存じでしょうか。驚くことですが、国全体でその実態をつかむための調査は行われておらず、農水省が農作業死亡事故数を都道府県が保健所を通じて行う人口動態調査から拾い出して集計しているというのが実態であります。傷害事故に至っては調査対象ではなく、その全容はどこにも把握されておりません。

農作業事故による死亡者は、農水省が1971年に調査を開始して以降、毎年400人前後でその数は減ることはありません。2008年までの38年間で1万4,664人に上っております。発表されている最新データを見ると、2008年(平成20年)の死亡者は374人で、そのうち65歳以上の高齢者の事故は296人となり、事故全体に占める割合は79%と高くなっております。平成19年度の就業人口10万人当たりの死亡事故発生件数は、ついに農業が建設業を上回ってしまいました。今や農業は危険な産業になっているとのあらわれではないでしょうか。死亡事故のみならず後遺症が残った重傷事故は、死亡事故の何倍にも上ると想定されております。建設業や林業などの他産業が確実に死亡、労災を減らしてきた中で、農業はほとんど変わっていないのが現状です。

また、今年の夏は熱中症による死亡者が多くなっていますが、農業でも例外ではなく、7月24日付の日本農業新聞に「熱中症、猛暑日なお厳戒を。相次ぎ農作業中死者」と報道されました。農作業中の熱中症による死亡者の数は、全国で毎年10人前後にもかかわらず、今年は既に本県や栃木、埼玉、石川などから10人近くに上るといった報告があります。本市における農作業中の死亡者についてどのように把握されているのでしょうか。その現状をお伺いいたします。

続きまして、行政や関連機関、団体による農業従事者の命を守る取り組みについてであります。

言うまでもなく、農業は特に高齢化が著しく進展している分野であります。平成21年度農業白書において、高齢農業者の活動状況として農作業事故の実態について、白書において初めて踏み込んで表記されました。これまで遅れてきた農作業従事者に対する安全対策はもう待たなしの状態だと思えます。農水省を初めとした各地方自治体が、予算措置し事故防止の旗を振り、農

業団体や関連産業が一体となって農業従事者の命を守る取り組みをすることが求められているのではないのでしょうか。注意しろと言うだけで農業者任せでは現状の危機的状況を改善することはできません。そこで本市や関連機関，団体による農業従事者の命を守る取り組みについてお伺いいたします。

労災保険の加入とその促進についてであります。多くの産業界では，労働時に事故に遭った場合，労災事故扱いになるのが一般的です。しかしながら，農作業時の事故に関して労災扱いになったとは余り聞いたことがありません。農業の場合，個人事業主，個人経営が主なので，労働関連法規の対象外になってしまいます。けがをしたらすべて自分の責任であります。農作業には危険を伴うものが少なくありませんので労災保険の加入が欠かせません。しかし農家の場合は任意なので，加入しているのは4%という低い状況です。

また，加入率に地域間格差があるのも特徴であります。事故を未然に防ぐことはもちろんですが，万が一のときの保障も営農，生活の安定には欠かせません。加入率が伸びない理由には，制度そのものを知らない，入りたくても加入窓口がないなどの理由が挙げられております。加入していれば労災での治療費は全額無料，休業補償もあり，障害が残れば補償金がある。一定の条件のもとで傷病補償年金，介護補償金もある。死亡の場合は一時金と特別支給金，遺族補償などがあることを知ると，「すぐに加入します」とJA中央会の担当者は言うておりました。本市としてもその現状を把握し促進できるよう関係諸機関と連携し，対策を講じる必要があると考えますが，ご所見をお伺いいたします。

4点目に，公立小中学校施設の耐震化状況についてであります。

文部科学省の調査によれば，公立小学校の校舎や体育館などの耐震化率は，今年の4月1日現在で73.3%，耐震性がなく未改修の建物は3万1,665棟で25.5%，耐震診断を実施していない建物は1,469棟で1.2%です。診断結果をもとにした文科省の推計では，耐震性がなく未改修と耐震診断を実施していない建物合計が3万3,134棟のうち，震度6強以上の大規模地震で倒壊する危険性が高い建物は実に7,498棟に上っております。学校施設は子どもたちが日中の大半を過ごす場所であるだけでなく，災害時に地域住民の緊急避難場所にも使われます。一刻も早い耐震化が望まれますが，取り組み状況は自治体によって大きく開きがあるのが現状であります。

都道府県別の耐震化率は，神奈川，静岡，宮城，三重，愛知の5県で9割を超えています。一方，山口，広島，長崎，本県の茨城は5割台でワースト3に入っております。市区町村別に見ますと，耐震化率100%の地域が375自治体で全体の2割を超えております。そこで本市の耐震診断，耐震化の現状についてお伺いいたします。

常陸太田市耐震化改修促進計画の中には，小中学校の耐震化率100%を平成27年度末としております。しかしそれ以外の具体的計画は示されておられません。本市の現状を踏まえ，学校別，年度別耐震化計画についてどのように計画されていくのか，そのスケジュールと内容をお伺いいたします。

公明党の強力な推進で，平成20年6月に改正された「地震防災対策特別措置法」が今年度期

限切れとなります。同法は、大規模地震で倒壊の危険性が高い学校施設の耐震化工事について国の補助率を拡大するなどして自治体の実質負担を1割程度に軽減させており、期限が切れれば自治体の負担が増えることとなります。この特措法の延長を党としても強く要望してまいりますが、特措法が今年度で期限切れになった場合、本市の耐震化計画はどのようになっていくのかご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 豊田紀雄君登壇〕

市民生活部長（豊田紀雄君） 高齢者所在不明問題と本市の実態についてのご質問にお答えいたします。

戸籍上における100歳以上の現状ですが、100歳以上の高齢者で本市に戸籍があり、いずれの市町村にも住民登録がされていない所在不明者、いわゆる戸籍上生存は228人となっております。年齢別に申しますと、100歳以上110歳未満で75人、110歳から120歳未満83人、120歳から130歳未満40人、130歳から140歳未満24人、140歳から150歳未満6人でありまして、最高齢は144歳となっております。

今後の対応としましては、詳しい調査をしまして、法務局と協議の上、計画的に戸籍の高齢者消除の手続きを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、空き地、空き家の適正な管理についてですが、答弁の順序が前後しますことをお許しいただき、適正管理に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

議員発言の空き地等及び空き家等の適正化については、近隣市町村において必要に応じた条例制定がなされていることは承知しているところであります。常陸大宮市においては空き地除草条例、水戸市やひたちなか市では空き地等の適正管理に関する条例を制定しまして、担当者を置くほどの処理件数があると聞き及んでおります。これまで本市においては、常陸太田市安全・安心まちづくり条例及び常陸太田市火災予防条例で、防犯、防災の観点から土地建物所有者の責務を定め、市、市民、土地所有者等の協働で安心、安全な地域社会の実現を目指しているところであります。

市民から、空き地に雑草が生い茂っている、空き家が老朽化し心配であるなどの苦情が寄せられた場合には、現況確認の上、その土地建物の所有者に対し直接または電話等で連絡をしております。今後も地域の良好な生活環境の確保を図るため、空き家等に関する情報も把握しながら状況に応じた対応をしてまいりたいと考えております。しかし一方では、最近の空き地、空き家の状況を見ますと、不在地主や所有者の高齢化により管理不十分な箇所が増加傾向にあることは確かでありまして、今後大きな課題になると認識しているところであります。

今後におきましては、現条例と議員ご提案の本市の地域性を考慮しながら条例の制定を含め、実効性の高い空き地、空き家対策の検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 高齢化の所在不明に見る問題点の中で、100歳以下の独居老人等の掌握についてのご質問にお答え申し上げます。

本年4月1日現在におけるひとり暮らし高齢者は1,576人で、地区別では常陸太田地区が879人、金砂郷地区284人、水府地区261人、里美地区152人となっております。市は現在、民生委員により、毎年住民基本台帳をもとに65歳以上のひとり暮らしの高齢者を訪問し、確認を行っております。

その他の高齢者につきましては、地区敬老会事業の実施に当たり、実施主体となります公民館や町会等へ75歳以上の高齢者9,864名の情報を提供し、対象者の確認をいただいているところであります。また、敬老祝い金の支給事業でありますが高齢者は今年度1,107名おりますが、できる限り本人に直接手渡しすることにより確認をしております。

以上申し上げました事業などにより、高齢者の確認はほぼできているものと考えております。なお、全国における高齢者の不明問題を踏まえての本市としての改善内容といたしましては、新たに高齢者の所在確認ができないなどの状況が生じた場合には、医療情報さらには介護保険医療情報などによる確認を基本として、本人との面会を求めるなどの努力も含めて今後確認をしてみたいと思っております。

続きまして、地域福祉計画策定についてのご質問にお答えを申し上げます。この計画は「社会福祉法」に基づき、市の基本構想を踏まえ、福祉のあり方や方向性を示すための基本となる計画でございます。策定の具体的スケジュールにつきましては、これから検討することとなりますが、今年度策定に係る手法の事前調査を行い、平成23年度には計画策定の検討方針の内部決定、策定委員の選任などを行い、平成24年度には市民意識調査、計画素案の策定、パブリックコメントなどを実施し策定をする予定でございます。

計画の内容につきましては、地域住民や団体が行う福祉活動と高齢者福祉計画、障害者福祉計画や次世代育成支援地域行動計画など、個別の福祉計画に基づく福祉サービスを連携させる仕組みや地域福祉を推進するため、相談体制の確保、人材育成、地域住民による見守り活動の取り組みなど地域住民等の理解と参加、協力のもとに策定する考えであります。

続きまして、地域とのつながりに関し、その補完体制の施策についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、高齢者ニーズフォローアップ事業としまして、援護の必要と思われるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、年2回民生委員が訪問しております。この事業は高齢者の悩み事の相談を初め、生活状況や変更状況などを把握するなどの見守り活動を行っているもので、昨年度の実績で申し上げますと訪問者数は3,930名となっており、市内のひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯、約6,900名の6割を訪問している状況となっております。

次に、地域ケアシステム事業といたしまして、ひとり暮らし高齢者などで支援を必要とする方に必要なサービスを提供するため、一人ひとりに保健、医療、福祉分野の関係者で構成されるケアチームを組織し、高齢者等を支援する体制を整備しております。昨年度の実績を申し上げます

と 887 人の見守りを行っております。

次に、ひとり暮らしの高齢者等の見守り事業といたしまして、調理の困難な高齢者に対して配食サービスを行っており、昨年度の利用実人数は 327 名となっております。また、ふれあい給食サービス事業としまして、給食時にボランティアが訪問し食事を届け、一緒に会食しており、昨年度の利用実人数は 193 名となっております。さらに宅配、介護の代行サービス事業としまして、商店の事業主が宅配サービスや買い物代行を行っており、昨年度の利用実人数は 67 名となっております。また、地区敬老会事業を初め、高齢者ふれあい活動事業といたしまして、地域の老人クラブ会議がひとり暮らし高齢者に訪問や電話により孤独感の解消を図っている事業も行っております。事業の効果といたしましては、ただいま申し上げました事業により、高齢者が生きがいを感じたり孤独感の解消が図られているほか、生活援助や安否の確認なども行われている実情がございます。

今後の施策についてのご質問でございますが、ただいまご答弁申し上げましたとおり、市としてはさまざまな事業を実施しておりますが、今後は高齢者福祉計画の策定時に行いますアンケート調査等によりニーズを把握し、さらに有効な施策について検討し充実を図ってまいりたいと思っております。

議長（茅根猛君） 消防長。

〔消防長 菊池勝美君登壇〕

消防長（菊池勝美君） ご質問の 2 項目めでございます空き地、空き家の適正な管理についての中の消防関係 2 点についてお答えをいたします。

まず第 1 点目の空き地、空き家の本市の現状について、昨年 12 月以降、本市の空き地、空き家の現状というご質問でございますが、空き地に関しましては、私ども、従来より防火対策の観点から毎年継続して枯れ草の調査を実施しているところでございます。枯れ草が発生する秋の時期から市街地に限定をいたしまして状況調査を行い、空き地の現況把握に努めているところであります。

現在までの管理状況につきましては、過去 5 年間の数字を申し上げますと、市街地の調査対象空き地 275 件の調査を実施いたしまして、約 96% 近くの所有者等が刈り取りを実施しております。残りにつきましても指導をしているところでございます。なお、空き家につきましては、実態調査を私どもは実施しておりませんので、詳細な数は把握していない現状でございます。

2 点目の市民の声に対する行政の対応についてでございますが、消防といたしましては、従来より実施をしておりますが、枯れ草等の生い茂った空き地につきましては、たばこの投げ捨てなどによる隣接の建物への延焼危険を防止するため、防火対策の観点から常陸太田市火災予防条例に基づき、関係者に対して草刈りなどを行うよう文書や電話などで指導し、火災の防止に努めているところでございます。

具体的な指導内容としましては、関係者に対して延焼のおそれのある部分として、隣地境界及び道路境界線から 3 メートル程度の幅の枯れ草を刈り取るように行政指導をし、防火対策を講じているところでございます。

また、空き家についてでございますが、空き家での火遊びなどの危険性が認められ、関係者の管理不十分により起因した具体的な危険性が生ずれば、常陸太田市火災予防条例に基づき、関係者に対しまして不特定多数の者が建物内に出入りできないよう施錠などの処置を行うよう指導を行い、火災の発生を未然に防止するための指導を徹底しながら、さらに関係機関と協議しながら防火対策を講じてまいります。消防に関しましては従来どおりの事業を実施をいたしている状況でございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 江幡治君登壇〕

産業部長（江幡治君） 農作業事故防止の強化についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、本市における農作業中の死傷者についてでございますが、現在把握をしております死傷事故につきましては、平成20年度が19件、21年度9件、22年度は8月末現在で8件でございます。このうち死亡事故につきましては、平成20年度1件、21年度1件、22年度1件となっております。

次に、農作業従事者の命を守る取り組みにつきましては、春作業に向けた農作業安全確認運動の一環としまして、国が作成をしましたパンフレットを各種会議の際に配布をいたしております。また、本年は田植え時期の農繁期の事故防止に向けまして、4月23日に防災無線を使いまして、安全な農作業の啓発を行ってまいりました。また、この秋の収穫期におきましても、秋季運動の一環としまして、事故防止に向けて9月3日に防災無線で啓発を行ってまいりました。あわせてポスターの掲示並びにパンフレットの配布による啓発を行ってまいります。

また、関係団体等の取り組みとしましては、JA茨城みずほが主催をします常陸太田市労災保険特別加入組合が、5月と7月に農協の広報紙を利用しまして事故防止の啓発を行うとともに、この11月には農業機械事故防止対策研修会を実施する計画となっております。

最後に、労災保険の加入促進についてであります。毎年全国で約400件近い農作業死亡事故が発生しておりますことから、安心、安全な農業経営と家庭生活を維持していくためには、農業機械による災害時の補償を目的とする労災保険の加入が大切であると考えております。農業者が加入できる特別加入制度を利用しました常陸太田市労災保険特別加入組合の活動の支援をするとともに、この特別加入組合への加入を促進してまいりたいと考えております。

また、今後労働基準監督署並びに茨城県農協等関係機関との連携を密にしまして、市の広報紙、防災無線等を利用して事故防止の啓発に努め、安全な農作業を推進してまいります。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 公立小中学校施設の耐震化状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市の耐震診断、耐震化の現状でございますが、昭和56年6月の「建築基準法」改正後の基準で設計されました建物などの耐震化済みの施設の比率は、本年4月1日現在で50.0%となっております。「建築基準法」改正前の基準で設計されました建物につきましては耐震診

断が必要となりますが、本市におきましては小学校 11 校，中学校 7 校が対象となっており，このうち教室，管理棟につきましては本年度中に，また，体育館につきましては来年度中に耐震診断を完了する予定となっております。なお，機初小学校，誉田小学校，瑞竜中学校の教室，管理棟につきましては既に耐震診断を完了しており，現在耐震設計を行っております。また，瑞竜中学校につきましては，設計の完了後，本年度中に耐震改修工事に着手してまいりたいと考えております。

次に，学校別，年次別の耐震化計画でございますが，耐震診断が教室，管理棟につきましては本年度中に，体育館につきましては来年度に完了する予定となっておりますので，この結果に基づき，建物の耐震性能をあらわす I s 値などを参考に，学校別，年次別の計画を定め，平成 27 年度までに耐震改修を完了したいと考えております。

最後に，「地震防災対策特別措置法」と今後の耐震化計画でございますが，耐震改修工事に係る交付金の算定割合は，「地震防災対策特別措置法」に基づき，平成 23 年 3 月 31 日までの特別措置として，I s 値 0.3 未満の物については，補助率 3 分の 2，I s 値 0.3 以上の物については補助率 2 分の 1 となっております。引き続き財源が確保されるよう県などを通じて文部科学省に要望しているところでございますが，学校施設の耐震改修は，児童生徒の安全を確保するため喫緊の課題でありますことから，仮に特別措置が継続されない場合であっても現在の計画どおり平成 27 年度までに耐震化を図ってまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 4 番深谷渉君。

〔 4 番 深谷渉君登壇 〕

4 番（深谷渉君） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

今回全国的に広がった高齢者不明問題は，長い歳月に社会の底辺で蓄積されてきた様相と言えるのではないのでしょうか。現代の貧困とも切り離しては考えられません。本市の場合，先ほど述べましたように，またご答弁がありましたように，住民登録されている高齢者の生存が全員確認できております。だからといって「問題なし」ではなく，今回の問題を通し本市としても改善できるものは早急に手を打たなければなりません。住民基本台帳の管理，戸籍の管理，高齢福祉または社会福祉の部署が，縦割りではなく横の連携を密にして情報の共有をしていかなければならないと思います。今後さらに改善を期待し要望をいたします。

2 点目の空き地，空き家の適正な管理についてであります。ただいま消防長からもお話がありましたように，空き地，また空き家の管理不全を指導されているということでもあります。この常陸太田市火災予防条例では，所有者等への責務を明らかにしただけでなかなか実効性が伴っておりません。ですから，対応が電話であったり，またその場で所有者に言ったりということではございません。

ひたちなか市での条例の運用状況を聞いてまいりました。指導，助言はほとんど住民からの苦情がもとで，年間平均約 300 件と非常に多いのに私は驚きました。かなりハードな業務であるようです。現地の調査をして不良状態と確認できれば，「空き地の適正管理の計画について」というのがきと，雑草等の除去指定業者一覧などの書類を郵送して実施しております。郵便を受け取

った人は送られてきたはがきに実施予定日などを書き込み市に回答する，自分で処理が無理な人は直接業者などへ依頼することになります。指導に対する除去割合は，平均7割から8割のようです。運用上はこの指導，助言で終わっており，実際に措置命令まで行ったケースはほとんどないようであります。しかし担当者は，この条例があるからこそ現地の調査や指導，助言が市民に対して積極的にできることを強調しておりました。

そこで市長にお伺いします。この条例制定についての方向性をどのようにお考えなのでしょう。よろしく願いいたします。

農業は本市の基幹産業です。それならその農業の従事者に対し最大の見守りとしての安全対策を講じるための予算措置等をしていくのは行政の役割ではないでしょうか。農業従事者の命を守る対策，また労災保険加入の促進を関係機関と積極的に推進していくとのご答弁をいただきました。これからの取り組みに大いに期待してまいります。

最後に，小中学校の施設の耐震化状況についてであります。耐震診断が校舎に関しては今年度中にすべて終わると。その結果に基づいて耐震性能をあらわすI s 値の低い建物を優先に学校別耐震化工事の年度計画を策定するようでありますけれども，すべての耐震化まで27年ですから5年になります。避難場所として学校の施設を利用する可能性のある地域住民に，耐震診断の結果を工事計画とともにわかりやすくお知らせしておく必要があると考えます。ご所見をお伺いします。

また，来年度から毎年何棟もの建物が耐震化工事を並行して進めていくことになります。期間中の児童生徒への安全対策，そして，工事は休み期間中に集中してできますよう十分配慮をしていただきたいと要望いたします。

以上をもちまして，私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 空き地，空き家等の適正な管理についてのご質問にお答えをいたします。

当市内におきましても空き地，あるいは空き家が今増えてきている状況がございます。これらの適正な管理ということで，これまで2本の条例でやってまいりましたけれども，その責任の明確化等もさらに必要になってきている状況下でございます。これらを踏まえまして，できるだけ早い機会にこの条例の制定に向けて進めてまいりたいと思います。

なお，今政府におきましては，住宅の密集地域等を対象として，そこが空き家になり防災，防犯上問題のあるところについては，国においてもその取り壊しの補助の制度を設定するような検討が今開始をされたような状況でございます。それらも踏まえましてきちっとした条例としていきたいと思っております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 公立小中学校施設の耐震化状況についての再度のご質問にお答えいた

します。

学校施設の耐震化状況につきましては、随時市教育委員会ホームページにおいて公表しているところでございますが、地域防災計画において避難場所として指定されております学校施設の耐震化状況、耐震診断結果や工事計画等でございますけれども、これにつきましては広報紙等で市民の皆様にはわかりやすくお知らせできるよう防災主管課と協議してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 次、8番菊池伸也君の発言を許します。

〔8番 菊池伸也君登壇〕

8番（菊池伸也君） 8番菊池伸也です。ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、順次ご質問いたします。

最初に、行政サービスの向上と元気なまちづくりについて4点お伺いいたします。

1点目は、お知らせ版や広報紙が配布されていない世帯数の現状とその対応であります。「ひたちおおたお知らせ版」や「広報ひたちおおた」には、さまざまな情報が載せられており、日常生活をしていく上で大変に重要な役割を果たしていると思います。大切な情報誌にもかかわらず、民間のアパートなどに住んでおられる方の中には、全く届けられていないという声を伺っております。現在ほとんどの町会では毎月きちんとお知らせ版や「広報ひたちおおた」が各家庭に回覧板等で配布されているのが現状であると思っております。

そこで、お知らせ版や広報紙が配布されていない世帯数の現状について、また、その配布されていない家庭に対する対応については、行政サービスの向上を図る上においても大変重要であると思っておりますが、行政サイドとしてはどのようなご努力をされているのかお伺いいたします。

2点目は、予約型乗り合いタクシーの利用状況と登録者の現状についてであります。乗り合いタクシーは、利用者登録をされた方が予約センター専用ダイヤルに電話をし、1回300円の利用料金を支払い、複数の方が一緒に利用するサービスです。水府地区においては利用者が多く、通院などで予約をしても乗り合いタクシーの予約がいっぱいで予約センターに断られるケースがあると伺っておりますが、予約センターから予約を断られることのないようにできないのかどうか。また、利用者の利便性とサービス向上のため、市民バスを含め公共交通の制度について見直しなどのご計画があるのかどうかお伺いをいたします。

3点目は、電気柵や防護ネット等の補助申請の簡略化と有害鳥獣の駆除対策についてであります。イノシシなどから大切な農作物を守るため、電気柵や防護ネット等を使用して積極的に被害防止に取り組まれる方が多くなってきました。補助申請についても以前と比較すると簡単な手続で済むようになってはいますが、高齢者などの中には写真の提出が除かれればと思っている方も多いようです。そこで、写真の提出をなくすることができるのかどうかお伺いいたします。

また、大切な常陸太田の農業を守り、これ以上耕作放棄地を増やさないためにも、行政と市民が一体となって電気柵等の使い方を研究し、地域全体の取り組みで被害防止に努めるなど有害鳥獣の駆除対策には力を注ぐべきであると思っております。今年度の予算にもそのための予算計上をされてはおりますが、さらなる被害防止の駆除対策についてもご検討されていればお伺いいたします。

4点目は、奥久慈トレイル50キロレースボランティア活動についてであります。昨年に続

き2回目のOSJ奥久慈トレイル50キロレースが、全国から多くの参加者を迎え、今年の4月に開催されました。たくさんのボランティアスタッフの皆さんのサポートで開催、運営をされていると思いますが、昨年と違ったのは、コースの途中での参加者へのおもてなしボランティアを地域の老人会や公民館の役員の皆さんが自主的に行ったこととあります。大会参加者からはたくさんの感謝の言葉があったと聞いておりますし、ボランティアに参加された方たちも楽しみながらやっていたように思います。来年も開催されると聞いております。地域の元気力を高めるためにも大会が盛会に開催されますように、行政でのバックアップが必要であると思いますが、お考えをお伺いします。

次に、居住環境の整備について2点お伺いいたします。

県道33号線における天下野町二区地内の歩道橋整備及び「幻の県道日立山方線の整備事業廃止による約束された道路整備の進捗状況と今後の動向についてお伺いいたします。歩道の整備については工事が進められておりますが、途中の杉林の部分が現在抜けている理由と桜沢橋の箇所についての歩道はどうされるのか、十分に関係部署との協議はされているのかどうかお伺いいたします。設計いかんによりましては天下野町三区側の歩道とつながらないと思います。さらには、今後過疎自立促進計画にも上げられております山田川にかかる桜沢橋のかけかえとともに、県道から天下野町二区集落への取り付け道路の改良にも影響が出ると思います。その他の生活道路の整備につきましては、本定例会に議案として常陸太田市過疎地域自立促進計画が提案されておりますが、今後も町会長さん方とご相談の上、公平な観点から順次実施されるべきであります。

今回は、何年も前の町会長さんが地権者の同意を取り、既に要望書の提出をされている吹上戸屋下線の改良工事と天下野町二区集落への侵入道路と桜沢橋のかけかえ工事についての進められ方をお伺いいたします。

次に、消防救急無線のデジタル化の整備について2点お伺いいたします。

消防救急無線につきましては、平成15年の電波法関係審査基準の改正により、平成28年5月までにアナログ方式からデジタル方式へ移行する必要があります。警察と同じデジタル方式となり、現在のアナログ無線機は使えなくなります。また一方で、災害の高度化、複雑化、大規模化等により、その対応の広域化が求められております。このような状況を踏まえ、消防救急無線のデジタル化に合わせ、県域を1ブロックとして26消防本部が消防救急を共同で整備することとし、本市の消防本部も参加している茨城県消防長会に、各消防本部の消防長で構成する消防救急無線並びに消防指令業務の広域化・共同化推進委員会を設置して、平成19年4月から平成21年12月までシステムの構想や概算の整備費用、整備スケジュールなど、整備の具体化に向けた検討を行ってきたとのこととあります。

消防救急無線を共同整備するメリットとしましては、単独整備に比べ無線基地局を効率的に配置することが可能となり、事業費の節減が図られるなどがあります。さらに、現在消防本部の管轄エリアごとに消防本部と車両の通信が確保されているため、管轄エリアを飛び越えての通信は携帯電話等の手段に限られておりますが、消防救急無線の広域化により消防本部間の通信が可能になります。つまり、消防本部は管轄エリアの外に出動した車両と携帯電話以外で通信が可能と

なります。

しかしながら、これらが一部の消防本部 日立市、ひたちなか市、東海村などでありますが、「単独で整備」との意思表示が出されたことにより、県内26消防本部が一体となって消防救急無線の共同整備を推進することを目的としている推進委員会がその存在意義を失ったとして廃止されたと聞いております。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。市長はこのような結果について、どのように受け止め考えられているのか。また、消防無線のデジタル化の整備については、市単独で整備していくお考えなのか。それとも隣接の消防本部と一緒に共同で整備していくお考えなのか。今後の整備の考え方について市長のお考えをお伺いいたします。

また、消防救急無線の共同整備に向けて、市では今年度電波伝搬調査の予算を計上しておりますが、今年度この調査を実施するお考えなのかどうか、あわせてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 消防救急無線のデジタル化に関するご質問にお答えを申し上げます。

議員ご発言のとおり、これまで茨城県全域を一本化した広域の指令システムを構築しようということで、消防長会を中心として検討をまいりましたが、先ほどご発言のございました日立、ひたちなか市、そして東海村から「単独での整備」という話となりました。

その背景といたしましては、本当に県全域を一体とした指令本部を立ち上げることに係る県としての考え方が、非常に確立と申しますか強固でないというようなことがありまして、1回だけこれを一本化するための概算費用がこれぐらいになるよということを示されました。しかし、その概算費用に対して、先ほど申し上げました3つの消防本部が費用を検討した結果、自分たちでやったほうが費用が安くて済むというようなことが1つの理由になりまして、この3消防本部から単独整備という意見が出てきたところであります。これが出ました時点でも、茨城県市町村会として県の説明も受けながらかなり激しいやり取りをいたしましたけれども、どうも先へ進むような状況にないというのが現実でございます。

そうこうするうちに、この共同整備を推進する会議が廃止になりまして、各自治体から方針的な回答を求められたということが既にごございました。私といたしましては、市単独はほかとの広域連携ができなければ、もちろん市単独でやることとなりますけれども、できれば隣接の消防本部と一緒に共同での整備をするほうが、将来に向けてはその救急防災体制について有益であるというふうに考えた次第でございます。そのように県に対しましては話をいたしました。

次に、電波伝搬調査についてであります。いずれにしましても、これはデジタル化に向けてはこの調査をしませんことには中継局をどうしたらいいかということがはっきりと計画ができませんので、このことについては進めていきたいと思っております。

議長（茅根猛君） 副市長。

〔副市長 梅原勤登壇〕

副市長（梅原勤君） 行政サービスの向上と元気なまちづくりに関しまして、お知らせ版や広報紙が配布されていない世帯数の現状とその対応についてのご質問にお答えをいたします。

「広報ひたちおおた」及びお知らせ版の配布は、現在各町会の協力を得まして回覧板等によりまして各世帯に配布しておりますが、町会に加入していない世帯には届いていない状況でございます。町会に加入していない世帯は、常住人口世帯数と実配付数の差、約1,100世帯となっております。

市では、広報紙が届いていない方々に広報紙を見ていただく方法として、市役所、支所、生涯学習センター、図書館等、公共施設に設置しましてお取りいただくようにするとともに、市のホームページに掲載しまして自由に見ていただけるようにしておるところでございます。また、市民の方に広報紙への関心を持っていただくために、今年度から広報紙の広報ポスターを作成いたしまして、市民バスや公共施設への掲示を始めたところでございます。

町会への未加入から広報紙が届いていない方々への今後の対応といたしましては、各町会を初め、地域の皆様の協力を得て町会への加入促進を一層図るとともに、市民課窓口での転入届出の際に町会への加入を強くお願いしてまいります。またこの他、コンビニ等でも広報紙を受け取れるようにするなど、市の情報の周知環境づくりに一層努めてまいります。

次に、公共交通の予約型乗り合いタクシーの利用状況と登録者数の現状についてのご質問にお答えをいたします。

予約型乗り合いタクシーにつきましては、NPO法人による過疎地域有償運送が行われております里美地区を除く3地区につきまして、平成19年度に3カ月間、20年度に9カ月の試行運行を経まして、平成21年度から通年度の本格運行を始めたところでございます。

利用状況でございますが、平成21年度の年間利用者数は、常陸太田地区で1,610人、金砂郷地区で1,587人、水府地区で2,186人で、合計で5,383人。登録者数でございますが、常陸太田地区で395人、金砂郷地区で237人、水府地区で278人、合計で910人となっております。いずれの地域におきましても利用者数や運行台数、登録者数ともに増加傾向を示しております。

とりわけバスなどの大型車両の進入が不可能な地区を多く抱えております地域におきまして、議員ご発言のように予約受け付けができないような時間帯が発生していることは承知しております。そのため既に事業者との間で対処策の検討に着手をいたしております。その際、運行地域や運行時間帯によって利用状況などが異なりますことから、一律に運行日や運行時間帯、運行台数を増やすことだけでは解決しない問題でございますので、地域ごと、あるいは運行時間帯ごとの利用状況や車両の状況などを分析しまして、効率的、効果的な運行方法の検討を行いながら、新年度からの実施を目指して調整作業を進めてまいります。

また、利用者の利便性とサービス向上のための市民バスを含めた公共交通の見直しについてでございますが、深谷秀峰議員のご質問でお答え申し上げましたが、平成23年3月末のJR常陸太田駅の新駅及び駅前広場の完成に合わせまして、JR常陸太田駅を起点とした新たな公共交通のあり方について、水郡線と路線バスや市民バスなどのアクセスをよくし、市民バスと鉄道の利

用促進を図る観点から現在検討を進めているところでございます。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 江幡治君登壇〕

産業部長（江幡治君） 行政サービスの向上と元気なまちづくりについての中の、電気柵や防護ネット等の補助申請の簡略化と有害鳥獣の駆除対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、助成申請時における写真提出を省くことによる手続の簡略化についてでございますが、申請手続につきましては、設備を購入した後の事後申請方式に改めるとともに、納税証明書の添付要件をなくすなど、これまでも簡略化に努めてきたところでございます。写真の提出につきましても、この助成事業が市民にとって利用しやすく、より効果のあるものとするために、写真以外の方法による設備設置の確認方法について検討しまして対処してまいりたいと考えております。

続きまして、有害鳥獣の駆除対策についてお答えをいたします。本市の有害鳥獣の駆除対策につきましては、一昨年策定をいたしました鳥獣被害防止計画に基づき実施しているところでございます。現在、8月21日から本年度第3回目の駆除を行っておりますが、鳥獣からの被害を防止するにつきましては、地域と行政が一体となって防護に取り組むことが大切であると考えております。このため、今年から第3期目となります中山間地域等直接支払制度の基本方針の中に、本市独自の施策としまして、集落に有害鳥獣対策担当等を設置することを新たな要件といたしました。

具体的には、集落の中で有害鳥獣捕獲隊が仕掛けたわなの巡回をしていただいたり、集落内の荒れ地をなくしてイノシシが近づかない環境づくりを行うなど、集落としての自己防衛対策の推進を図ることによりまして被害を少なくしようとするものでございます。

有害鳥獣からの被害防止対策につきましては、本市にとって重要な課題と考えております。今後より効果のある防護の方法等について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、奥久慈トレイル50キロレースについてのご質問にお答えをいたします。本年が第2回となりましたこのレースは、昨年よりも200名以上多い550名の選手が参加をして行われました。完走率57%と国内屈指の難コースと言われ、また厳しくも温かみのある奥久慈トレイルレースとも言われております。

議員のご発言のとおり、今回はコースの途中で持方、赤岩、寺入、天下野の4地区で手製の横断幕による歓迎や特設テントでの手作りたくわん、梅干しなどの提供、励ましのメッセージを書いた押し花カードの手渡しなど、地域が一体となったおもてなしがございました。多くの選手、大会関係者の方々に大変喜んでいただいたところでございます。このようなおもてなしが参加をした選手を通して、常陸太田市のよさや優しさとして伝わっていくものと期待できると考えております。

この大会を続けるに当たりましては、地域の元気力を高める上からも主催者でありますグリーンふるさと振興機構並びに大会本部と連携を密にしまして、一人でも多くの選手が市内に宿泊するよう誘致に努めてまいりたいと考えてございます。また、今回のように地域が一体となったおもてなしが選手を再び常陸太田市へ呼び寄せてくれるものと思っておりますので、今後も地域の皆様のご協力をいただければ大変ありがたいと考えております。

議長（茅根猛君） 建設部長。

〔建設部長 菊池拓夫君登壇〕

建設部長（菊池拓夫君） 居住環境の整備についてのご質問にお答えします。

最初に、県道山方水府線についてでございます。県道山方水府線は、当初旧山方町から旧水府村までの延長約7.6キロメートルを整備する計画でございましたが、県において現地を詳細に調査した結果、ルートに当たる西金砂神社北側付近一帯が地すべり地帯で、さらに地形が急峻なため、道路整備計画の見直しを行い、これにより旧水府村において天下野町の集落内約750メートルを整備し、その先線を中止することで地元の承諾が得られているところでございます。

その後の750メートル区間の整備状況でございます。県道入り口から約600メートルにつきまして道路の整備をしたと伺っております。残り約150メートルについてでございますが、同じく道路整備を進めるよう県に要望してまいりたいと思います。

次に、県道常陸太田大子線の天下野二区地内の歩道整備についてお答えいたします。この件につきましては、歩道整備を南側から継続し進める計画としてございます。進捗状況でございますが、昨年度に延長143メートルを整備し、残りの区間となります108メートルについても今後至急整備を進めていくことと伺ってございます。また、県道にかかる桜沢橋への歩道設置ですが、歩行者の安全を図るため、整備するよう県に要望してまいりたいと考えております。

次に、その他の生活道路整備についてのご質問にお答えいたします。

最初に、市道吹上戸屋下線についてでございます。この路線につきましては、地元より平成20年度に工事要望書をいただいているところでございます。しかしながら、用地等の課題もございまして、事業に取り組むまでには至っておりませんでした。その後、町会と市によりまして協議した結果、本線を一部修正することで整備することが可能となりましたことから、来年度事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。その際はご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

次に、桜沢橋のかけかえについてでございます。桜沢橋を初めとします橋長15メートルの永久橋につきましては、国の橋梁長寿命化修繕計画策定事業補助制度を活用いたしまして整備することとしているところでございます。現在まで点検調査を完了し、平成23年度にかけかえを含めた長寿命化修繕計画を策定する予定となっており、整備についてはその中で検討してまいりたいと考えております。

また、桜沢橋を含めましたこの地区の道路整備についてでございます。県道常陸太田大子線に接続している取り付けが鋭角となっていることから利用しづらい状況にあります。このため、今後地元の皆様方のご意見等をいただき、また県とも協議をいたしまして、安全が確保され、この地区の利便性向上が図られるような道路整備の計画を策定し進めてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 8番菊池伸也君。

〔8番 菊池伸也君登壇〕

8番（菊池伸也君） ただいまは大変前向きな答弁、感謝をいたします。2回目でありますけれども、何点か要望をしておきたいと思っております。

最初に、お知らせ版や広報紙等についてのことではありますが、先ほど答弁していただきましたけれども、1,100世帯ぐらいの方が町会に入っていないということに大変驚いております。ぜひ町会の加入も含め、市の大切な広報が確実に届くように配慮していただきたいと思います。

次に、有害鳥獣の駆除、電気柵や防護ネット等の補助申請の簡略化と有害鳥獣の駆除対策についてであります。これについては十分に駆除の方法等も研究されているようでありますので、この収穫時期が終わった後も田畑が荒らされることのないような方法も含めて、今後とも頑張っ

てやっていただきたいと思っておりますので要望をしておきます。

さらに、奥久慈トレイル50キロレースのボランティア活動についてであります。答弁していただきました中にもありましたが、600人近い方が参加されるわけありますから、水府あるいは里美と泊まる場所はありますので、ぜひPRのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、居住環境の整備でありますけれども、山間部に行くほど大変過疎化、人口減少が進んでおりますので、そういう中で、今度提案されている議案にもありますが、生活道路は大変重要な役割を果たしておりますし、ぜひ整備を積極的に進めていただければと思っておりますので要望をしておきます。

最後にもう一点、消防のデジタル化についてであります。消防の広域化、デジタル化については今後とも進めていく方向であるということですので、ぜひ広域化の効果というものを考えれば、積極的に県に働きかけ、あるいは廃止された推進委員会がまた立ちあがって一体となってやれるような方向でやっていただきますように、市長あるいは消防長からぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。

議長（茅根猛君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、9月13日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時03分散会